

国 都 下 管 第 2 号  
平成18年11月14日

各都道府県下水道担当部長 殿  
各政令指定都市下水道担当局長 殿  
(社)日本下水道管路管理業協会会長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部  
下水道企画課下水道管理指導室長

### 下水道管渠内の作業における安全の確保について

標記について、本年11月8日、群馬県高崎市内流域下水道のマンホール内部において、清掃業務に先立つ調査・点検作業中に清掃業務請負業者の作業員2名が亡くなるという事故が発生したところである。事故原因については、現在調査中であるが、何らかのガスが発生していた可能性があるものと考えられる。

下水道管渠内の維持管理作業については、平成14年3月に発生した愛知県半田市での事故を踏まえ、同年3月13日付けの「下水道管渠内の作業における安全の確保について」（国都下管第7号）及び同年5月15日付けの「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書について」（国都下管第2号）を通知し、さらに平成16年8月に発生した大阪市での事故を踏まえ、同年8月9日付けの「下水道管渠内の作業における安全の確保について」（国都下管第6号）により、事故の再発防止及び厳重な安全管理等の徹底については、重ねて注意喚起してきたところである。

については、貴職においても、今後このような事故が再発することのないよう、厳重な安全管理等の徹底を遺漏なきよう対処されたい。

なお、各都道府県におかれては、この旨管下市町村（政令指定都市を除く）にも周知されたい。